會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 二 第

卷三十萬

行發日一月八年十正大

家畜保険に就て ・・・・	史的唯物論略解	雑録	井リヤム・タムスンの分配論:	八時間勞働制の沿革 ・・・	說苑	大正十年度の豫算を讀む・・・	時論	農業勞働問題	中世都市の發達・・・・・	累進税説の統計的觀察・・・	租税に於ける給付能力の原則・	公 阀
	•		•			•				•		
經濟學士	法學博士		經濟學士	法學博士		法學博士		法學博士	文學博士	法 學 士	法學博士	
野	河		堀	山		小		河	\equiv	汐	神	
口	上			本美)]] 2607		田	浦	見	戸	
Œ			經	天 越		鄉太		嗣	周	\equiv	Œ	
造	肇		夫	ガ		胍		郎	行	胍	雄	

家畜保險に就で(三完)

野

П

Œ

造

家畜保險 革

其の飼養敷の多き事既に述 歐米諸國は家畜を利用する事盛にして隨つて にたるが如し、 而

て輓近字内の交通至便と成れると共に牛疫豚疫

究し、或は國家的獸疫療防法を布き、 す。茲に於てか諸國競ふて其豫防制遏方法を考 と莫大なる損害とを齎す事亦決して稀なりとせ 等疫癘の流行も年と共に増加し、酷烈なる惨毒 或は家畜

する會社 輕減とを企圖する等、 保險法を制定し、依りて以て其の損害の豫防と に家畜保險は甚だ盛に行はれ、 一組合の設立亦到る所に目撃せらるゝに 始終研究に餘念無し。 此事業を目的 殊 ح

ђ o

に至りて遽かに發達したるものなりと雖

故に今日に於けるが如き組織的保險は近代

ち古代に在りても、 早く既に太古以來より存在せるものゝ如し。 至礼 りては、 今、家畜保險の沿革を尋ねるに、 , , 同族相提携して損害分擔の方法に依り 稍文化の進みた その精神は る民族に あ 卽

> h 制 て避く可からざる不可抗力と戦はんとする精 は既に存在したる所なるが、こは今日の保険 度に進むべき第一步なりと謂ふべ き かの往時 ハヘブル 一人が駱駝其他の家畜を携 b 0)

隊員に依りて共同の塡補を受けたりと傳 災厄に遭遇して其家畜を喪失したる隊員は他 果遍歴中盜賊の為め又は猛獸等の為めに不慮 類の特質にして、相互救濟は人類共存の反映な るが如きは其一例なり。 **壓するに當り、** へ、隊商を組織してパレスタイン其他各地を遍 彼等の間に行はれたる約束の結 惟ふに共存の理性は らる

ば幼稚なりと雖も此のパレスタインに於て行は 伴ふと稱するも決して過言に非ざる可し。 遠く人類社會發生の時に起り、 念は、 **五救濟と謂ひ、** れたりし驢商の規約に表現せられし 人類本然の性質の反映にして、其淵源は 或は危險の分配 社會の存在 と謂ふが如き觀 保險的 ど相 Š

(第二號 一三七) 二六一 其の後あらゆる時代を通じて存在し、

は

に發達 開 < 13 至 L n 7 h 遂に第十二 世 紀 1= 至 ħ て 新 生 瓸 r

卽 ij 傅 Š Z 所 1 依 n 12 世 紀 σ 頃 北 歐

孤 島 7 1 ス Ħ ン ۴ Island 12 フ レ ッ ブ ス

保險及 を 鉠 を謂 組合員に < び火災保險を警む ح £, 雕 4 \mathcal{O} 團 L 特立せ て獸疫の 存在 ろ H b, 為 W を以て 政 め を有 12 Z 組 餇 0) 養家 事 合 家 曊 Ö

畜

 $\overline{\sigma}$ 的

以

上を喪失せ

8

時は

組

そ

0)

合員 0)

半

額 四 ح 生 明

Ŀ 分

負擔辦

償

ずる

0

規定

13

h

3 合は

加

Ċ 損

組 害 嵩

0 力

命 瞭

成

稍

Hrepps

を保険 生 は 過 科と 之に ī t. Ťz 12 る場 る損 して 對 答に 害の額多大 組 Ē 合に は ヶ 拂 年に保険 賠償 込 ĺ t 金額 して、 可 金額 ž は 義務 組 組 0 合の 合 あ 百 Ö 分 h o 負擔 負 Ö 擔

ħ,

九 先

牟

ľ

ル

ス

タ n

1

ン

地

ゟ

は

る 僡 12

12

至れ

ħ, 七九 殊に

叉和

闎

Ø 7

落

保險

注

Ġ

其 行

制

定

頫 る は

٤

到

る

Ĭ

尙

ほ残存する云ふ。

就

て其の内容を

溡

疫 75

0

傳播

Œ

ょ

ť 制

世

震憾

13 0)

L

陸

僡 當

單 篟 超 發

8 हें

家畜 金

保險

Ø

度

は、

絕

胊

W

į

ħ 此の

미

蘅

に迄之を

低减

ğ

え も

Ø)

です。

は

h

ゔ

抹に ħ

行

ζ を

更

獨

逸 大 島

> 古く、 イ ン 地 方に 起 則 ħ h 7 爾 組 後漸 織 次其 tz B 村落保險 σ 四 郷 12 行 Ь 獅 は h

ラ る

斯くて 10 至 n 爾來 'n 07) 歐 洲 O) 中 部 設 \hat{b} Š n 72 る Z 數 \mathcal{O}

合員 は眞 を與 叉 事業 旨を 畜 72 を惹 於 は ß Š 냰 * ず is 夃 惜 は る保險條 7 る įν 幾も ŀ.` Ê ĺ 制 *i* b ہکر 不 0 Ś Ĺ 定せ 13 具履 乜 奴隷 ġ の多 爲 るを以 ~ t めに えく Ť, $\tilde{\phi}$ ブ 口 る保險事 Guild) 〇年倫: 疾 3 令 は ž カゞ አን ル 死傷せ 家畜 て目 چَ 這 特 10 事 l b ケ して、 しが 0) な Ť 成 12 別條項あり。 Ď, 業の 馬 家畜 五五六年 O廢業す 的 h 敦 0 匹が 死 中 ح な に設立 る場合に 其中に 傷 獨逸 特に 保險 形 3 せ 場合に 死亡 iż 態を 1-るの已 る せら 署 基 他 į 者 沌 具備 は海 7 之に次で生 は 班 0) Ö) 0 3 ζ 保險 賠 牙 損 發 は \bar{v} 15 1 或 st な網 無き 害 Ð 所 償 Ł મો h tz 乜 o る馬 輸 吾 حَ 有 を 制 0 る る 兼 塡 保 Ü 與 送 定 A 取 意 豧 險 至 b 阢 ኤ 中 仔 O) h 0 15 13 葆 Ġ 泩 事 B 7 车 寸 可 z 證 n 拘 0 魚 組 可

Alfred Manes, Versicherungswesen. S. 380. Vichversicherung & 47. Einleitung 6)

※照 經濟大辭書第一卷 469頁、石川文吾氏「家畜保險」参照 Hermann und Karl Brämer, Das Versicherungswesen. 1894. S. 335 H.Ehrlich, Die Vichversicherung in Deutschen Reich. 1894. S. 2. 經濟大辭書第一卷 470頁 津野博士「家畜保險」II-12頁、 7)

を約するも 家畜 のにして、 0 死傷疾病及び盜 數 名 の保險者連署 難に對 L 1. て責 賠償 VINZ 制 として家畜保険 ď Schlesien) るの制を採りて、 に先 めん 創設 ゔ 當時漸 ڵؚ 法 介 を布 之を家畜飼養者 く盛

à,

州

O)

事 强

檢する

n を分つを見る。 居た るを知る な可きなり。 | 之を以て共 同 保険の 制旣 に行 は

第十八世 紀 の中葉以降獸疫持に牛疫 (Rinder-

pest) 甚なる慘害を齎らし、 ヶ年間に斃牛の敷實に三〇〇萬頭 の蔓延 処旅行は 歐 歽 七四〇年以 大陸 一諸國 でに達 Ø 一降僅か 畜産界 殊に ï 激

丁抹及其附近最も甚だしく、

丁抹のみにて

骚

制保險

の先驅た

する保險者の到底負擔に堪え得ざる所なるを以 獨逸各縣邦の ては營利を目的とし 君長 は十八世紀の後半に 家畜

や又は債權者た

るやの事項、

家畜さの關係、

て、

對し

)萬頭

を喪失せり

を云ふ。

猖獗斯の

加

き災厄に

一定時に於て法律

限ある資本を以て營業

五年より一

七五一年に至る七年間に生牛二〇

法の

端を記せば、

傳染病豫防法及び之に附帶し 英 0 |領域内に施 行 たる賠償法並 殊に當時普魯 正に家

畜保險

法を

西に

、君臨せ

Ū

ファ

デ

リッ 其救

÷

大王は國家的

事

るを覺り、

一七六五年十一月二十四日丁

して牛疫を撲滅し、

湾を圖らざる可か

5

死傷

の原因

としては疾病

ば

勿

論

因由

đ

時

は除外例

ځ

 $\tilde{\tau}$

8)

るものを總て包括す

'n.

して支拂ふ

可

き保険金額

を定

||科を徴

妹に接 業と څ は其 齡 るも 之を忘る者には罰金を課する外、 奇災、火災、落雷に に依りて其の保険 のなり。死なの實情を検え 種 左の場合に該當する 類

sland) 様の制化布 次で一七八二年には東 Ę きた 一八〇二年に b

し牛疫による損害を全

國

に平

均

Ū 73

Ď

んざ謀 À

Ġ

ح

乜

ż

リ し

ス Ē Ą.

ン

Ostfrie

rJ. チ ユ y ヶ ンに

ı

ン ۲,

斯〈 Ò 如 きは官営の保険 حج

して必すしも最初の例に非ざる可しと雖も、

敷等を州廳に申告す可きものと 例へば所有者た の規定する所に從ひ、 被保險者たる るを失はざる 損害發 及び其の家畜の年 るや保管者た 當局者 可き者 7] Ď. 生に 石は認定 、當りて 自己 は毎 其 の る

經濟大辭書第一卷 470頁、 Alfred manes, Versicherungswesen. S. 380. Alfred Manes, Versicherungswesen. 1905. S. 380-381. 津野博士「家畜保阪論」18-19頁、 農商務省發行「獨國家畜保険法に關する調査報告」12-13 9) する調査報告」12-13頁、

鏦

て獸疫最も甚だしかり

シ

ユ レ

٣

r

州

(Pro-

ざも

償を為 క Z 通常とす

火災′ 洪水、 戦争、 變亂、 鐵道事故、 及苛酷なる使

普魯西に

IJ

12

ン

(Rixen)

依り

7

私

立

0

組合

家畜保險

創 ΙÌ

始 IJ

せら Ŧ

ウェ

ス

۲

フ

7 氏に

1

v

ン

於 村落

不注意なる飼養等被保険者の重大なる失行に依りて生じた の生命を保全する趣意に非ざる 手術の結果惹起したる

はフ

ŋ

1

۲

E

伯に

依り

ć

八三六

月

保險

組

合創立

せら

ń

1

>

州

於

は 村

年の y

頃此法

既に行は

n ラ

かぎ

ザ

"

٠Ŀ

1:

損害(例へは去勢羊毛苅除等の如し

過せざる中に起れる損害。 に依り損害を免かれ得たる場合。 三被保險者が他の保險者又は加害者の 契約後或 定期間(十五日以上 つ賠償、 國家の下附金等

ては

ر:

ゥ

ス氏

(Parisius)

に依り

て畜牛

六年普國

函

0

調

査に

依

全

n

て實施せらる

>

至

民の事業として至る處に家畜保險事 は更に るを見るに至れり。 段の發達を見た 十九 b 世紀に入り 卽ち從來極 め 0) t 事 原

畜保險 始的 農業者は \vec{o} (組合は) 基礎の上に立 普魯 一世に 近の 世 於ける 紀 ちて行は σ ス 初 タ め 4 に於て n ン 12 h 愈 ì 々 逝 デ 整備 方的 ン べ 家 h

全

或は

他

Ø

國々に於ける類似の

法規に依りて次第

Gesetzgebung

獨逸に

於け ば

葆

0

發

ŀ.

最

ā)

8

] る

デ 村

~

侯

國に

於 險

v 組

3

事

賃

15

法案

Stein-Hardenbergische

其の

組合の完成を期する事を得

Ìż b ...

斯くし

ŧ

力

を鑑

くし至大なる

貢

気献を齎

놘

九年設立

せら

n

ÌΖ

る農會は

斯

業

0

に及び、 家畜保險は盆 或は官業と やっ ヶ月以下を通常さす)を經 して或は 和鷳其 業の 他 盛 4 0 諸 大 'n 团 < 組合法案作成せら 八 して 合計五 の村落家畜保険

五

九

名、 組

被保險 Ö

動

物 八七五

は

四

五六、

合

數 府

では四回

個

に行は

ると て後、

りと云ふ。 の家畜保y し其の保險金額は合計 千百七十二~ 儿 頭に及び馬、 保險 組 ir 合 7 Ĺ は 牛、豚、羊を以て主なるも 既に 達し 億七千七百九十 七千を超ゆ 九〇〇年に る iz 獨逸 到

家畜保險 回 () は各地に 起

經濟大辭書 469頁、Allegemeines und besonderes Versichreungsvertragsrecht in Anwendung auf den Vielueversicherungsvertrag, von Otto Hagen. S. 178-179. 参照 (Jehrings Jahrbücher. 1920).

Alfred Manes, Versicherungswesen. S. 381. 参照、Hermann u. Karl Brämer, Das Versicherungswesen. 1894. S. 343-344. 10)

¹¹⁾ Manes, Versicherungswesen S. 381.

六三年村落家畜保險組合準則を發布せ 合の數は大に増加し其數四九七、 組合員數四八 し以来に 組

○○名被保險物十四萬頭に及び、 ールラッハに於ては一八六八年始めて郡内の 國の一郡なる

各村落保險組合を聯合して一の中央保險部を設 村落に居住せし畜主相聯合して一の村落保險組 け以て再保険の新法を施行せしめたり。蓋し各

0

以て其の事務とし、 ざればなり。 可き責任 は 一組合が非常に大なる損害を蒙り 各村落組合に對して負擔す

擴張せば其の利益の大なるや固より云ふを俟た て一の中央家畜保險部を設け相互救濟の主義を

而して當該中央保險部は再保險を

れば。

合を組織するが如く、

郡内の各組合更に團結

る基本金及び經費は各組合に於て負擔する 合に於てのみ生ずるものとし、 て支出すべき賠償金額が一定限を超過したる場 **之が爲めに要す** の制

得たり。 |奥ふる村落家畜保險費は率ね斯くの如き中央 爾來獨逸聯邦政府より賃與若くは補助 其革新を促すの動機成り好結果を

家畜保険に就て(二、完)

を採りたり。

此に於てか村落家畜保險法に一新

會社に對抗して最も確實健全なる進步發達 に至り六月二十六日の法律を以て公立家畜保險 保險部に下附するを通常とし、 せる原因と成りしなり。 而して後千八百九十年 村落組合が私

畜保險法案を起草し、一八九五年王國議會の下 を統一するの必要よりして、内務省に於ては家 が、此等の財政的基礎を確實ならしむる爲め之 達し、 院に於て之を討議せり。其の法案の要領を掲ぐ 制も實施せらるゝに至れり。 バイエルン王國に於ても地方的組合は夙に發 一八九四年に於ては其敷五四二に及びし

.一、相互組織に依る公立家畜保険所を設置し其の事務を王國 保險局に委任す。

二、畜牛及山羊の狀態により止むを得ざるの屠殺より生ずる

四、地方家畜保險組合に任意的相互保險にして其組織及び被 三、保險所は其の役員會に於て定めたる公定定欵を採用し、 任意に加入を申込みたる地方家畜保験組合より成る。 損害に對して保險を行ふを目的さす。 保險者ミの關係は公定定駄の規定に據る。

五、保險所は地方組合が公定定数の規定に從ひて支排ふ可き

り保險金額の比例を以て之を各地方組合に賦課して徴收す 塡補金額の半額な貧騰し、其經費は他に財源無き場合に限

六、國家は毎年保險所の經費の一部を償はしむる爲めに補助

此の法案は翌年卽ち一八九六年五月に法律と

を結合し、 發布したり。之れに依れば地方の馬匹保險組合 置の企畫を試み、一九〇〇年四月馬匹保險法を 頗る良好なりしかば、王國政府は又馬匹保險設 り同年十一月一日より實施せられ、 相互自由加入主義に基き官吏をして 其の成果

於けると同一なり。 中央の事務を行はしむる等凡て前記家畜保險に の國家的聯合を行ひ、更に一八九八年ニーダー ゲンに於ては一八九六年各地公立家畜保險組合 スライヒにては議會の決議と獨逸皇帝の裁可 何ほエルサス・ロートリン

に於ても同年六月二日の法律を以て國立屠畜保 を經て國立畜牛保險局の設置を見、ザクゼン國 生後三ヶ月以上の牛豚に對しては

> 社として大規模に警業するものは極めて少く、 なる發達をなすに至りたれざも、大なる營利會 かくの如く獨逸に於ける家畜組合は次第に大

多くは小規模なる相互會社にして、更に多くは

險の如き事業を經營するに営りては中央集權的 成せる地方的小組合なり。蓋し農業又は家畜保 前述の如き單に 一郡一村内の有志相團結して形

きに加ふるに人為的危險に侵害せらるゝ事少が ると、 事業管理の周到と監視の普及とを期し とも稱す可き正確なる統計の蒐集に容易ならざ 大規模の營業會社に於ては、往々保險業の基礎

に乏しからざれば らざるが故に或は破綻し或は倒産する等其實例 る保險界の先覺者として有名なるマ シ (Masius)の計畫に係る獨逸家畜保險會社 なり。 例へは夫の獨逸に於け ゥ ス氏 (Die

ipzig) の如き、其の規模の宏大なる點と其の經 豫期とを以て生れたるものなるに拘はらず、 營者の學殖ある點とに於て、當時多大の聲望と Viehversicherungsanstalt für Deutschland zu Le-

八百三十三年にライプチツヒに創立せられてよ

拂保険金額の百分の二十五を補助し、 叉必要な

屠殺後の損害を保険

Ų

國庫は經費の全部と支

險所を設け、

る資金を供給せり。

ħ 後 僅 カコ ï 年 1: して早くも廢業するの己 むな 雹害火災又は生命保險事業等とは全然其趣

到 り に ⁰¹⁴⁾八 ゥ ス 氏は此の原因を次の諸點

政府が會社の事業に保護を與へざりし

Ťz

b

|加入畜主が獣疫流行地に多かりし事|

(五危険の)豫算輕少に失して家畜斃死多き地方は加入者増加し (四保険料排込の退滞 被保険家畜の價格の高低増減を知るに困難なりし事。

之に反する地方は吹第に解約退祉して益々會社の損失を増

(六會社の代理者宜しきな得す信用な害したる事。 (七保険の誤用印ち故意又は不注意の過失を口實さして保険契 約を破棄し會社が損害を賠償せざりし事

營方法にして、 生命等の保険にあり して全國の家畜保險を總括的に營むは、 理論上間 ては、 最も適當なる 經 火 さ 認 る事無く、

せず

も保険區域を大ならしめ、

村

那に

限局

8)

12

す、家畜保險にありては大保險會祉 然する所無きに拘 が倒産の悲 はら

異に

實熱誠なる地方獸醫を代理者とするに非ざ 被保險物としての家畜 到底良好なる結果を收 Ų 周到なる監督機關を營業機關として篤 は め難 他 きが の物 縞 と異り めなり。

於ては成長又は肥大に伴ひ次第に

價格

の増

加

方に

するに當りて、 價格の減少を觅かれず。 るものとの鑑別至難に 來すと共に他方に於ては老衰又は使役の爲 **啻に疾病又は死亡に依りて生** して其損害の大小を 又被保險家畜と否らざ めに

與へ居るかを測知するを要するに、 る損害のみならず平素の飼養又は使役 所有者又は管理者が如何なる程度の注 之は甚 意

Ť

tz

豫定せる保険料にては不足を生じ、 上周到なる注意を加へざる事多きが故に き所たるのみならず、 盆を減殺する場合多し。 る場合に非ざれば其家畜を保険に附す 平素の飼育管理を等閉に附して使役 畜主は率ね自ら危險 其れと共に被保険 營業上の 會社 あ

14) Manes, Versicherungswesen. 1905. S. 38-382. Karl u. Hermann Brämer, Versicherungswesen. 1894. S. 344. 粟津博士「國立保險論」p. 163-164. 經濟大辭書 470頁、

運に陥りたるもの、

前記の

會
此
に
止
ま
ら
す
、

多數之れあ

ģ

しは、

家畜保険た

るも

のは他

の

亦各自の負擔す可き保險料漸やく増大して、

其

(第二號

四三

二八七

結果は 止 容易ならしむ て會社 と多きなり めに當該會社は盆 して過大なる負擔を徴するに至る つて斯業に對する 8) しも此等も 事業 遂に會社 村落組合を聯合して \dot{o} 缺點を補 此に於て 可 き計 亦遂に良好 世人 一々不振の 破産する 畫 \hat{o} 0 ۸ カ 地 信 下に敷個 方的 崩 窮境に立 なる結果を得 被保險動物の監 會社 次 か叉は畜主 第に 區 の外なく、 0) か 域 會社 薄らぎ、 組 E つに到るこ 織 1/2 を る能 設 扇 追 立 督を 限 逐 爲 從 以 13 は 4

Ł

ō,

ば二十六社

の總計にて二億千四百萬馬克

75

þ 依

Ŀ

超ゆるものにして、

千九百六年の調査

15

此等諸會社

は

現在保險契約

高凡て壹千

萬

馬

上 ざ り 發達の: て大 至れ 立を見、 會批 は á, É 相 'n h 一新紀元を劃して、 りと雖も o 基 Ś 11 互 是れ從 礶 組 の 其の改善に考慮 爾來引き續き他 ス 傾 織 を作るに至れ 向 と成 才 一八四九年 一來上述の を生し、 工 ŧ W 市に L が h 此年 放に、 に至 如 あ 設けら 漸やくに 會批 Ě 叉組 h 幾 始 而 3 獨逸家畜保 して此の 人心亦自ら之に 0) n め ŻZ 織を 0 7 して健全な 出現を 缺 る 會社 験に 嵌 ~e 最 伌 Ø jν て多 初 艦 ţ 險 σ チ 設 更 0 3 3 ッ は に開

sverein, その當時より 此の此會社の設立後次第に 一十六社 zu Speyer.) あ 現今に至る迄引續き さ謂ふ 大會社の設立 Ь の即ち是れ 隆盛 10 E 73 見 ક h 0)

に著大 を超え、 七千萬馬克にして、 千七百十 九一 (百九十三萬四千馬克に及び其の發 年末現在契約高合計八億一 始 千九 なる せら ○年を去る事僅 一年間の保險料及手敷料收入の 九萬三 百十 n カキ を知 んと 年には七億六千八 Ť 千七百九十 る前 事を得可 前年度に比 かに ħ 作 馬克に ž 年歐洲 千七百二 九 15 して増額實 百 潌 年に 達 大 せ 一十五萬 戰 萬 h 3 O015) 馮 如 於 0) 10 四

b

業發 展の跡を統計表に 就 て考 کم n

ば

0

加

今各會社

事

3

2

家畜保險會社

(Pfälzischer Viehversicherung

Assekuranz-Jahrbuch. 1912. 33 Jahryang. S. 235. Tab XXIII. S. 234. XXII. S. 237. Tab XXI. 農商務省發行「獨國家畜保險法=關スル調査報告、」14-18.頁 参照 Assekuranz Jahrbuch. 1913. 34 Jahrgang. S. 256. Tab 15)

¹⁶⁾

	二八九	一號一四五)	第十三卷 (第二號	第			家畜保険に就て(二/完)	雑綠家
I	1	114,01	芸、奈	图元司	E ['0][0	[2]	シュウールイン	シュサールイン
i	Sto. M	湖河	がいた理	三つ、六分は	三四天 第七八	で	ペルンーベルグ	ペルレーベルグ
Į.	.	⁽⁾ =) 图 (至公	四、五六七	ス空	プ・ラ・ウ	,プラウ家畜保險會社
1	[1	湖湖、10到0	五ル、九九六	六五、九〇八	1200	同	パイエルン洲立馬匹
1	f	次、記光	金八岩	公园、园芸	公司(八四	三	ョコンヘン	バイエルン州立
1′0割	1,04图	1/图/图	1、5九八	17個表	て芸	スペ	ゲ 	アンハルト
₹,000	₩'00 0	八,000	垣"[劉	是'美二	吴、〈宝	1413	ケルン	ライン馬匹
1)/E[H	三人名英	1三、七九五	70 t, 13	三、益へ	是一	一个完	カルルスルーエ	バー テン馬
1	ļ	六、八八七	11,004	10、美	た一会	经	漢堡	ノルド、ドイチュ
I	ı	100年,前	三次/	1元10元	元、人会	Ξ ζ	ハレンシア	ハレンシア
] / [[報]	1/1]]	3) <u>-</u> (吾)	せ、大三回	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	۶ ' 000	一会至	エルフルト	エルフルト
1	图、公园	六、宝宝	か、回く0	かて宝人	10,40時	1 公	同	ファーターランド
元 [1]) 图 (0)0	元二元	00t,>f	1人(第80	九、新二	八生	ドレスデン	ザクゼン
七、九] 五	で、当日	九、五七七	117公园)二、美	11、入蚕	줖	ブラ ウ ンシュリイジ	ブラウンシユワイグ
1/011	ヘルゴ	व्याक्त	四、三元	三个个元	三、人公元	云	闸	保験銀行
1、六	1,41,0	차 . 10월	月1九/2	0 4 7, 4	1年、10名	大登	同	ヴェリタ ス
· M'000	次.C关	4114,411	され、四公公	盘、会	英四、 大学三	一会会	闻	チェントラル
Ļ	ļ	到"副消息	1月7月月	10/04/	JD(X0<	[六]	伯林	ドイチエー
1	ı		111743]四、宝丸]第70計引	1公元	アルテンプルグ	家畜保險 會 祉アルテンブル ゲル
八金	1分0	[表00	13,03	1310	元	车創 次立	所 在 地	名稱
		(千馬勇な單位とす)	度 (千馬克	车	名			

会会 (大学) (大																	•		•			
世界の出資を爲すに出ま と、一、一、人皇 当、四里年に農田(保険事業設 破産の態にて解散せり。 面して一八四四年に農田(政・十八世紀の終よ たの規約を設けたる こ志以上(優+歌) 二章 牡牛(酸)下) 二章 中(の出資を爲すに出ま たの知り。 二、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	るが故に、	のに非ず、	る組合に過	あれ共、元	保險組合成立	十九世	て廢業の已む無き	時獨逸に於ける他	ろ	使用に	せられて、馬	るに 七一〇	たるものなる	上は主さし		アイツエ	リクニッ	エルチェルネー	1	タツトガルト馬	ペルルツ	
(八) (元) (元	9大災厄に遭遇せ	に多少の出	て法律上の	乳屋の牡牛ク	り。而も其の	に至る迄所々	かう	の會社	とせし	に至れる時	病の禽めに	初めて倫敦に	、翻つて英國	獨逸に於ける		ア イ	イテンブル	エルツェ	Ŋ	タツトガ	ユパイエ	,
(八) (元) (元	こんか直ちに	を爲すに	を設け	ブの如き	摸に大小	に無敷の相互	八世紀	運命を同ら	此會社	•	れ、或は	匹保险	ける沿	跡に就い	(147)					,		
「公衆 」 (大阪) 1/50 と 1	農	‡ 	る一二志以	純七十	差 乳牛士	家	-	しり。	當 險	にし	取一	設一破産	を									
で、会社 で、会社 で、会社 で、会社 で、会社 で、会社 で、会社 で、会社	州務以下) 七七	ケ年間保険金一		以信用	食牛	保飯金一	i.		を併合	大に繁盛に	四五	態にて解散	會祉起	を常とせり						म्बंद, त		,
シュニュー 料類多起 し年へる 1000 年 2000 から からに 1000 第一条 1000 第一系 10	農	傍に付)	働牛	牡: 牛	幼牛(一	修に付)		ろ	に牧畜	赴き、	是民家畜保	せり	一八五三年	o M	三四萬、四八七	一一四個	空	さいところ	四、0个个	大大大三	무소교	
年			,	_	志			の保険料を	ラブの類	なる数多	險會社起り		- 迄續きしが	八	古、公元へ	ᄾ	九三	三、金、	一、田山石	》 (二)回	11/100	
	戶					ŧ		示せば	し	家畜保	暫		殆ん	農	光10日	*	드	一、記	I	二九二	一、五六二	

馬車馬(卅磅以下) 馬車馬(卅磅以上) 九片 志

志の二種 二種 一 ミュール及ボーニー

競馬! 車馬等は價格及危檢の程度に應じ二志以下にて各

豚 死、犬の類なも保険す。

乳牛は一年の中にて明に價格を異にするものなるが故に、之に 對しては特に賠償に關する規則を設け、一年を分ちて一月一日

> し動物價格の二分一をを與ふる場合に於ては して斃死したる動物には其全價格を賠償す。

法律の成規に依れり豫防、

接種を行

ひ其結果

但

より六月三十日迄、及七月一日より十二月三十一日迄の二期さ

前期間に於て乳牛の死亡せる時は契約價格の三分一を支拂 四百フラン其の四分三を與ふる場合に於ては金

展を見るに至り、 斯くして一八四五年以來民業として斯業の 現存の諸會此中特に著名なる 發

ふれた。 Imperial Live Stock Insurance Company al Horse and Cattle. は一八七四年の創立に繁るLondon and Provinci-及び一八七八年に設立せ

敷に上れりを云ふ。 の二社にして其他村落家畜保險組合の設置又多

せしが、今に於て最も盛大なるはク reciproques 初めて設けられて以來此事業 ı U /ر: 存在 3

國にては一八〇三年 Société' d'assurances-

六百フラン、全額を與ふる時には八百フランを

超過する事を得す。

斯〜て佛國家畜保險業は一八八四年三月二十

落に家畜相互保險基金を設置せしめ一九〇〇年 日發布の農業組合及び家畜保險法に依り

三月三十日法律に依り農業信用組合の一部に家 畜保險を附屬せしめて、 國庫は毎年二百萬 フラ

進んで一

九〇四

ンの補助を與ふる事と成れり。 年十二月二十二日農業信用組合へ下附す可き國 が其れ以來村落家畜保險は驚く可き勢を以 且此組合は印紙及國稅免除の特許 加 爾後毎年六百フランさ定

庫補助費を増

殺を命じたる動物には發病前の價格の四分三、 Société 國政府は牛疫に罹り又は其傳染病の疑ありて撲 des Cultivatenrs を推 さざるを得す。

p. 19-21.

Lydin. Viebversicherung. VIV. 1905. 津野博士 家畜保險論 46-47. 頁 經濟大 辭書 第一卷 470頁

に本據を有し、

一八三八年に創立せられ

12

3

得たるが故に更に便益を加

へたり。

今統計に依

第 號

|四七)

儿儿

增加

せり。

する保険料を前金にて拂込ましめ、別に被保険	て支拂を爲すは盖し已むを得ざる	すは盖し口	し	険金を削減
通常保険にては評價の百分二十乃至四十に相當	0時は毎に保	く支出に充たざる時	收入能	あり。故に
約するものにして期間を二ヶ月乃至六ヶ月とし	垣課せざるに	保険料を追	保險の特色は保険料	佛國家畜
期とし、特別保險は流行病の發生したる際に契		ものあり。	一恋々見る可き	保険の發達愈々
て乳牛所有者と契約するものにして三ヶ年を一	めりて、家畜	ト験組合 とあり	そ及び五十三の家畜再保險	と及び五十
通常保険を特別保険とし、通常保険は平時に於	亩保險小組合	の地方家芸	る七千二百四十一の地方家畜保險	以てせる七
一誘せしを始めてし、會社は保険を二種に分ちて	万的小規模を	互會社と地方的	十二家畜保險相互	規模の十二
て家畜保險部を設け、定欵を配布し乳牛者を勸	査に依れば大	一日の調	九〇八年六月	而して一
に依り生する	・芸芸	三	三	增加步合
見を見る。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1人00七六元 四	1 1 1 1 1 1 1 1 1	三三	增加
彝	11年00回八十1年	1公益21年	四八10	一九〇四
	100000	主記録へへ	교소	一九〇三
家畜生命保險合資會社設立せられたるが如し。	1次三八01章次	1, CNH ON	H 120	九〇二
に牛馬組合同盟合資會社、二十七年二月大阪に] 成为一门为大师]	八二类	二大七四	一九〇一
り、例へは明治二十	11次(11三分	一穴発光七八	111/20	1九00
「田子に夢作の別言音を修覧所の語言を見	九七九四〇五七九	1回21元四	一元量	一八九九
代言教育の小窓督保録會士の美文と記	を記した」 民	1 記納 1 0	[五九四	一八九八
明治二十六七年の頃、地方保険熱の一時圧盛な	なれることが三		1四人四	一八九七
^ 飜て我國に於ける此種保險の沿革を接するに	保險價格	組合員數	組合數	年 度
敗に歸せし例少からずと云ふ。	なり。	事を得る	況を詳にする	て發達の狀
料に慣れたるを以て株式會社が斯業を營むも失	如くにして以	れば左の如	價格等を記載す	險家畜の價
所なり。かく佛國の家畜所有者は低廉なる保險	租合人負及保	組合の個數組	村落家畜保險組	て佛國内村
				, 3

經濟大辭書 470頁 Comnte de Bocquigy-Lássanrance mutnalle du Betail, Paris, Francois Carville.-Agricultura (Legislation Novelle) p.15. 津野博士 家畜保險論 10.26-30.

動物 を抵當とし て會社は賃附金を營業する旨

れり。 公告し 相圖 はず何れ 機佝 信用未だ厚からざりしが は早かり h て稍 其の後明治二十一年頃東北地方の有力者 たり。 も間 々完全にして且つ大規模なる家畜保 して でも無く廢業の悲運に際會するに至 而も此事業は 保険率高きに失し、 爲 めに當該事業菱微振 般時勢に對 會社 して時 0)

て我 三十四年頃更に同種の會祉東京に於て設立せら しも尙早の理由を以て却下せられた れんとし既 **險株式會社を起さんとせしも中途にして挫折し** の若芽は 残多の 於 て漸やく に主務官廳の認可を申請するに至り 困難 崩え出でん Ø 為 がめに阻 正 とせし家畜保険 뱐 b 020) れ終れ 斯くし

國民的産業として甚だ重要なるもの に認めらるゝに至り、 促進する必要上家畜保險の重要なること次第 未 然りと雖 だ幼稚の域を脱し得ざる我國畜産業を奬 も畜産業は前段に述 近時衝や 此 ~ 種保険に對 办 たる如く、 る かゞ 故 費を吝む事無く、 して利益若くは保険料の

O

Ĝ

我國に於ける家畜保險 の必要

す

注意を惹くに

至れ

þ

0) 直ちに之を我れに用ひんとするは至難の業なる 以て彼國に於ける家畜保險の經營方法を移 ず可からず。)狀態、 惟 ふに 需要の 我國に於ては家畜 彼此の間 盛否 等未だ歐米諸國 には著るしき軒輊あるを 種 類 区同 頭 數、 日に論

þ, 可し、 を必要さし、 保力に對しては國家は補助若くは保證を與 **險業を全うせしめん為めには先づ保険團體の擔** 諒嘝せんとする者あらんか之れ誤れ きものと言は 上若くは傷害等の保險を同一 各地方の畜産會 殊に之を他の諸保險即ち生命、 危險の るざるべ 鑑視には警察權 からず。 産馬組合又は寄牛組合等 我國に於て家畜保 の思想を以て處理 るの甚だし 0 火災、 幇助を藉 も安全な 3

獸醬監査員等の人選及び と相提携して、引受くる所の危險を最 る死亡の種類に限定し、 保険約欵を完全に |使用に就ては可及的經 し

なりと雖も徐 かくの如 くにせば、 17 第二號 15 事業を進むるを以て得策と信 一四九) 大會社しして之を經營 二九三

極的 全に 20) 聚津博士保險學網要 556頁 闻 保險通論、252頁 **睿賴大**賓雞 470頁 津野博士家畜保險論 15--16頁

保險料

の算出

Ō

基礎を完

「割戻方法を設け消

家畜保険に就て(二)、完

ずや事業の成功の光明を認むるに庶 するに方りても敢て至難の業に非ざる可く、 矬 か る 可 必

じて其の存立を確保するに至らば之も亦最も安 模なる相互保險を實行せしめ、 じて家畜組合を組織せしめ、 の地位に立ち又は補助金を與ふる等の方法を講 或は又國 家が法令を以て各地方自治團體 是れに依りて小 國家が再保險者 に命 規

文化の進步駸々乎として停止する所 の差違あり。 はりして難 **全にして且つ適切なる方法と謂ふ可** の前途盆々多事なるの時我國 要するに今や時運の發展驚く可きものあ 「も國富産業の發展に就ては 此の缺點を補ひ且つ益々増進せし |は列强の 無 伍班 ζ 尙ほ格段 産業界 Ď Ĭ. hi

れざも、

はず最も重要なる事柄にして決して等闘に附す る畜産の發達を企圖するは平 からざるもの

むるは我等の義務にして殊に國民衣食の好資料

時と戦時

さを問

識せられ

先見の明

を促 して其方法としては、 之によりて畜産家をして安じて斯業に この家畜保険の成立

方今、 れば、 の改良に盡しつゝあれざも、 を加ふるが如き極端なる手段を採りて迄も馬 努力するを得 畜産保護の方法として須く家畜保険の穏 國家は競馬事業を公許獎勵し、之に保護 しむるを以て最 吾人を以て之を見 良の策なりとす。

健にして而も有效なるに若かざるべし 請せるものあり。 動保險(社會保險)の將に創業せられんとする事 家事業として簡易生命保險の行はるゝあり又勞 らるゝ事は社會政策の見地より考ふ るゝ事極めて稀れなり。 ふて止まざる者なり。 めに黎明の鐘を撞かれん事を邦家の爲め衷心 合せられて當該保險法制定促進の に附することを得ざるべし。聞く所に依れ 價値多き事柄なるが故に、 の有志相計りて斯業の經營を主務 未だ農業保險及び家畜保險の攷究せら ある識者の陸續輩出せられて斯業の爲 し事も有りと云ふ。吾人は斯 又農學、 (大正十年五月十四日稿之) 而も家畜保険の施行 此點より言ふも等開 獣醫學界の諸名士會 件 るも亦最 に鰯 < 今や図 省 0) ぞ討 ÌΪ 加

に民間